

2021 年 2 月 19 日

小売酒販組合 御中

石川県小売酒販組合連合会
(公印略)

消費税「総額表示」の施行について

平素よりご協力をいただき御礼申し上げます。

標記については、2021 年 3 月 31 日で特例措置が終了し、4 月 1 日から原則どおりの総額表示を行うことが義務づけられています。

法律に罰則の規定はないものの総額表示がなされていない場合、消費者サービスという観点から、その店舗への不信感にもつながりかねません。

組合員に対し、下記 1.により周知願います。

記

1. 周知文（別紙 1）

総額表示となっていない場合、原則、店内のプライスカードなどを取り替え

2. 4 月 1 日現在でプライスカードの取り替え作業が完了していない場合の掲示パターン

・・・（別紙 2～4）

3. 参考資料

「事業者が消費者に対して価格を表示する場合の価格表示に関する消費税法の考え方」（別紙 5）